

## ❖多度津中学校特別活動室使用申請の手引き❖

- 1 使用希望日の**2日前(土、日、祝、休日を除く)**までに、教育委員会へ学校施設使用願を提出し、使用許可を受けてください。

※記入上の注意

- ①使用期間については、下表1に定められた開放時間内であること。開放時間外に使用を希望する場合は、事前に学校の許可を得ておくこと。
- ②使用者は**10人以上**の構成員から成る団体であること。

〈表1〉

開放する日	開放する時間
土、日曜日、祝日、休日、長期休業日	午前8時から午後9時30分まで
平日	午後6時から午後9時30分まで

### 申請受付時期について

2ヶ月サイクルとなっており、奇数月の21日以降でその翌月と翌々月の使用申請を受け付けています。

(例) 3月21日より 4月分・5月分の受付開始

※21日が土、日、祝、休日であった場合は、翌平日より受付開始

- 2 施設使用料等の額については下表2のとおりとし、使用申請の際に前納いただきます。

(冷暖房料については、使用の有無に関わらず、時期により徴収いたします。)

〈表2〉

1時間につき		
使用料(円)	照明料(円)	冷暖房料(円)
100	50	200

※本町以外の使用者の使用料は、上記金額に5割を加算した額とする。

(照明料・冷暖房料は加算なし)

- 3 使用許可を受けた日時・学校行事等により使用できない日時については、団体の構成員へ確実に周知してください。
- 4 自己都合により使用を中止する場合は、**5日前(土、日、祝、休日を除く)**までに教育委員会へご連絡いただいた場合に限り、次回使用申請時に使用料を差し引きいたします。
- 5 学校施設開放に係る気象警報発令時の対応については、以下のとおりとします。
- ①学校施設に避難所が開設される場合  
使用は中止となります。
  - ②その他の場合  
使用については自己責任のもと判断してください。  
(使用される場合、使用によって発生する損害については各団体で責任を負うものとします。)

※使用を中止される場合

原則として、事前に町教育委員会まで連絡いただいた場合に限り、次回使用申請時に料金を精算します。(Tel 0877-33-0700)

- I 平日使用の方…当日17時までに中止の報告をしてください。
- II 土日祝日使用の方…直近の平日17時までに中止の報告をしてください。  
(なお、②土日祝日使用の方で、やむを得ず当日に中止を決定した場合は、翌平日午前中に連絡をお願いします。)